

佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(案)

令和8（2026）年3月改定

栃木県佐野市

令和8年1月5日現在

佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民（市民）の生命及び健康を保護し、国民（市民）生活及び国民（市民）経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして国、県、市町村がそれぞれ策定する計画である。

概要

平成26年9月に「佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成したが、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、令和7年3月に「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されたことを受けて、「佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を令和8年3月に行う。

目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【根拠法】

新型インフルエンザ等対策特別措置法(第8条)

改定の大きなポイント

- (1) 対応時期の変更・・・①準備期、②初動期、③対応期の3区分に変更。
(前回は①未発生期、②海外発生期、③発生早期、④県内感染期、⑤小康期の5区分)
- (2) 対策項目の変更・・・国・県の項目は13区分、市は以下の7区分に変更。（詳細は次ページ参照）
①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、
④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び地域経済の安定の確保
(前回は①実施体制、②情報収集及び情報提供・共有、③まん延防止、④予防接種、
⑤市民生活及び地域経済の安定の確保の5区分)

市が実施する各対策項目のポイント

① 実施体制

- ・関係機関等が相互に連携を図り、実効的な対策の実施
- ・平時からの人材確保、育成や実践的訓練を通じた対応力強化

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・双方向のリスクコミュニケーションの在り方の整理
- ・市民の感染症に関するリテラシー向上のため、各種媒体を活用した情報提供・共有の実施

③ まん延防止

- ・適切なまん延防止対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせ、医療体制等を整備する時間の確保及び患者数の抑制

④ ワクチン

- ・県等と連携して、接種体制や実施方法を検討し、発生時には医療従事者等の協力を得ながら、迅速なワクチン接種の実施

⑤ 保健

- ・国や県と連携して、健康観察や自宅療養者への生活支援の実施
- ・県等と連携して、患者の搬送体制の整備

⑥ 物資

- ・有事に備えた、個人防護服等の備蓄
- ・有事には需給状況に応じた、感染症対策物資等の確保

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・県等と連携して、感染状況に応じた感染拡大防止や社会経済活動の安定確保

① 実施体制

行動計画のポイント

- ・国や県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じる。（市対策委員会・市対策本部の設置）
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- ・発生時には、平時における準備をもとに迅速な情報収集やリスク分析を行い、的確な政策判断と実行につなげる。
- ・市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、関係機関の役割を整理・指揮命令系統の構築と、拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を実施・研修や訓練を通じて課題の発見や改善等を図り、関係団体・機関等との連携を強化 <p><u>1. 行動計画の作成や体制整備・強化</u></p> <ul style="list-style-type: none">・行動計画、業務継続計画の変更・発生時に強化・拡充すべき業務に必要な人員の確保及び、有事においても維持すべき業務についての業務継続計画の作成・変更・対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成 <p><u>2. 實践的な訓練の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none">・行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、対応体制の見直しや改善を検討 <p><u>3. 国及び県と市等の連携の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国や県、関係機関等と連携し、平時からの情報共有、連絡体制の確認、訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の国内での発生時において、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を実施・準備期における検討等に基づき、必要に応じて、市対策委員会・市対策本部を開催し、関係機関等における対策の実施体制を整備・初動期における対策を迅速に実施	<ul style="list-style-type: none">・病原体の性状に応じて、発生から収束するまで長時間にわたることも想定し、持続可能な実施体制を構築・感染症危機の状況、市民生活及び地域経済の状況や各対策の実施状況に応じた対策の実施体制の整備・見直し・医療のひっ迫や病原体の変異等を踏まえた、柔軟かつ機動的な対策の切り替え
<p><u>1. 行動計画の作成や体制整備・強化</u></p> <ul style="list-style-type: none">・行動計画、業務継続計画の変更・発生時に強化・拡充すべき業務に必要な人員の確保及び、有事においても維持すべき業務についての業務継続計画の作成・変更・対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成 <p><u>2. 實践的な訓練の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none">・行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、対応体制の見直しや改善を検討 <p><u>3. 国及び県と市等の連携の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国や県、関係機関等と連携し、平時からの情報共有、連絡体制の確認、訓練等の実施	<p><u>1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市対策委員会・市対策本部により対応を協議し、関係機関との連携の確認や対策の準備、市民等への情報提供を実施 <p><u>2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等が発生し、国及び県の対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部を設置・国や県が決定・公示する基本的対処方針について情報を収集し、市民等に対する情報提供を実施・必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的に対応 <p><u>3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国や県の財政支援内容を踏まえつつ、機動的かつ効果的な対策について検討・準備・対策に要する経費については、必要に応じて、地方債を発行する等の予算措置も検討	<p><u>1. 対策の実施体制</u></p> <ul style="list-style-type: none">・感染状況について一元的に情報を把握し、国の基本的対処方針や収集した情報・リスク評価を踏まえ、地域の実情に応じた対策を実施 <p><u>2. 職員の派遣、応援への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、県等に対する職員の派遣要請や、他市町に対して応援調整の実施 <p><u>3. 必要な財政上の措置</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国や県の財政支援を有効活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行する等の予算措置を検討 <p><u>4. まん延防止等重点措置、緊急事態措置</u></p> <ul style="list-style-type: none">・まん延防止等重点措置の要請や命令があった場合に備えて、対策の検討を行う。・緊急事態宣言がされた場合、直ちに市対策本部を設置

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

行動計画のポイント

- ・平時から、双方向のリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組の推進をする。
- ・市民の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、市民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有する。
- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・平時からの、市民等の感染症に対する意識の把握、感染症危機に対する理解促進、リスクコミュニケーションの在り方の整理、体制整備や取組の推進・感染症に関するリテラシーの向上及び、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上・市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、その方法を整理	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大に備えて、市民等へ新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報を提供・共有し、市民等の準備を促進・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速かつ分かりやすい提供・共有・感染者等に対する偏見・差別等の防止、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえての市民等の不安解消	<ul style="list-style-type: none">・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報の、迅速かつ分かりやすい提供・共有・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されないこと等について情報提供・共有・偽・誤情報の拡散状況等を踏まえた、科学的知見等に基づく情報提供・共有による市民等の不安解消
<p><u>1. 感染症に関する情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none">・感染症等についての情報を、各種媒体を利用し継続的かつ適時に分かりやすく情報提供・共有する体制を整備・感染拡大や重症化リスクが高い者の集団感染への対策として、県等と連携しながら、感染症や公衆衛生対策についての情報提供・共有を実施 <p><u>2. 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理・個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、発生状況等に関する公表基準等の見直し、明確化 <p><u>3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の発生時のコールセンター等の設置について検討・双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション実施のための体制を整備	<p><u>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none">・準備期に定めた方法等を踏まえて、あらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有を実施 <p><u>2. 双方向のコミュニケーションの実施</u></p> <ul style="list-style-type: none">・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等により、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り、双方のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実行・国や県からの要請に基づき、作成されるQ&A等を踏まえ、コールセンター等を設置・運営・コールセンター等に寄せられた質問事項等については国や県と共有し、情報提供・共有する内容に反映 <p><u>3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none">・偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知	<p><u>1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none">・初動期の対応を継続 <p><u>2. 双方向のコミュニケーションの実施</u></p> <ul style="list-style-type: none">・初動期の対応を継続・コールセンター等の運営及び体制強化 <p><u>3. リスク評価に基づく方針の決定・見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none">・発生の初期段階に市民等の不安が高まると、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があるため、偏見・差別等が許されるものではないこと等を、科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明・感染した場合に影響の大きい年齢層に対し、年齢層や言語等に応じたメディアを活用し、重点的にリスクコミュニケーションを実行・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について周知・広報等

③ まん延防止

行動計画のポイント

- ・適切な医療の提供と併せてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑え、医療提供が対応可能な範囲内に患者数を抑制する。
- ・病原体の性状の変化、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- ・国及び県が決定するまん延防止等重点措置や、緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策について、必要に応じて実施する。
- ・まん延防止対策が社会活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、対策の縮小や中止等の見直しを機動的に実施する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・まん延防止対策への協力を得て、社会的影響を緩和するため、市民等への理解を促す取組の実施	<ul style="list-style-type: none">・医療提供体制等の整備を図る時間を確保するため、ピーク時の患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能になるような対策を準備	<ul style="list-style-type: none">・医療のひっ迫を回避し、市民生活や地域経済活動への影響も十分に考慮しながら、市民の生命及び健康を保護・準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることにより、市民生活や地域経済活動への影響を軽減
<p><u>1. 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</u></p> <ul style="list-style-type: none">・想定される対策の内容やその意義を周知、啓発・市民一人ひとりの感染対策への協力の重要性、実践的な訓練等の必要性についての理解促進・基本的な感染対策の普及、個人や事業者等におけるまん延防止対策への理解促進 <p><u>2. 学校、保育施設等における対策の検討・準備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市が設置する学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて対策を開始等	<p><u>1. 市内でのまん延防止対策の準備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や、患者の同居者等の濃厚接触者への対応の確認・国や県からの要請に基づき、市内におけるまん延防止に備えた、業務継続計画等に基づく対応の準備 <p><u>2. 学校、保育施設等における対策の開始</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市が設置する学校・保育施設等における感染対策について、必要に応じて対策を開始等	<p><u>1. まん延防止対策として実施する措置の内容等</u> <患者や濃厚接触者への対応></p> <ul style="list-style-type: none">・国や県と連携し、感染症法に基づき県が実施する、患者や患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請等の措置を、病原体の性状に係る知見等を踏まえ、複数の対応を組み合わせて実施<患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等>・感染状況等地域の実情に応じて、感染リスクが高まる場所への外出自粛や都道府県間の移動自粛、緊急事態措置下における生活維持に必要な場合を除く外出自粛等を要請<事業者や学校等に対する要請>・事業者等に対し、まん延防止等重点措置としての営業時間変更の要請や緊急事態措置としての施設の使用制限、休業等を要請 <p><u>2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「封じ込めを念頭に対応する時期」、「病原体の性状等に応じて対応する時期」、「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」、「特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期」、「緊急事態措置の時期」といった感染状況や医療提供体制等の違う時期に応じて、感染性、重症化等のリスク、市民生活及び地域経済活動への影響等を勘案した対策の実施等

④ ワクチン

行動計画のポイント

- ・発生時に円滑な接種が可能となるよう、国や県との連携のもと、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、医療従事者等の協力のもと、迅速に接種体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種を実現するため、平時から着実に準備を実施 ・国や県、医療機関や事業者等とともに必要な準備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速な接種を実現 ・準備期に計画した供給・接種体制に基づきワクチン接種を実施し、実際の供給量や医療従事者等の体制を踏まえて関係者間で隨時見直し、柔軟な運用が可能な体制を維持
<p><u>1. ワクチンの接種に必要な資材の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する際に速やかに確保できるよう準備 <p><u>2. ワクチンの供給体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の要請応じて、佐野市医師会等の関係団体と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市内の在庫状況等を迅速に把握する体制、ワクチンの在庫に係る融通方法、県との連携の方法及び役割分担体制を構築 <p><u>3. 接種体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、佐野市医師会等の関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築及び必要な訓練等を平時から実施 ・佐野市医師会等の関係団体と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所・時期の周知・予約等の具体的な実施方法の検討 <p><u>4. 情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について市民等へ周知 <p><u>5. DXの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う情報基盤を活用し、接種を開始する際、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう準備 	<p><u>1. 接種体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県が整理する特定接種又は住民接種に関する接種の優先順位の考え方を踏まえ、接種体制等の準備の実施 ・国や県が情報提供・共有するワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集 ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築 ・高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種困難者等について、市関係部局や関係団体等と連携して接種体制を構築 ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請・指示 ・接種に携わる医療従事者が不足する場合等には、歯科医師や診療放射線技師等に接種の協力要請を検討 	<p><u>1. ワクチン接種に必要な資材等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資材等を確保する体制を構築 <p><u>2. 接種体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ・新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、国や県が決定する追加接種方針に対し混乱なく円滑に接種が進められるよう、医療機関等と連携して接種体制の継続的な整備を実施 ・接種に関する情報について、市民等へ情報提供・共有 ・従事者に対し、特定接種の実施 ・予約受付体制を構築し、住民接種の開始 ・感染状況を踏まえ、必要に応じて、保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討 ・高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種困難者等が接種を受けられるよう、市関係部局や関係団体等と連携して接種体制を確保 <p><u>3. 健康被害救済制度の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施による健康被害に対する救済制度の市民等への周知 <p><u>4. 情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報を市民等へ周知

⑤ 保健

行動計画のポイント

- 市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。
- 効果的な感染症対策を実施するため、国や県と連携して自宅療養者等の健康観察や生活支援を実施する。また、健康観察に係る応援派遣体制の検討や患者等の搬送が可能な体制の整備をする。
- 感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理（業務継続計画）、DXの推進等を通じた業務効率化・省力化を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">感染症の発生状況や、医療提供状況等の情報収集体制を構築研修や訓練等を通じた人材育成や、多様な主体との連携体制の構築市民への情報提供・共有及びリスクコミュニケーションの準備 <p><u>1. 人材の確保</u> ・感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築 ・高齢者施設等に対し、感染症対策等に関する研修等を実施することによる施設等における対応力の強化</p> <p><u>2. 業務継続計画を含む体制の整備</u> ・医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保</p> <p><u>3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築</u> ・感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修、訓練を実施 ・国や県と連携して、自宅療養者の生活支援や宿泊療養施設の確保等の体制整備 ・患者等の搬送が可能な体制の整備</p> <p><u>4. DXの推進</u> ・感染症サーベイランスシステムやG-MISを活用するとともに、国や県と連携した運用訓練を実施</p> <p><u>5. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> ・市民への情報提供・共有方法やコールセンターの設置等、市民からの相談体制を速やかに構築できるよう検討</p>	<ul style="list-style-type: none">市民が不安を感じ始める時期であることを踏まえ、有事体制への移行準備を迅速に実施国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減 <p><u>1. 有事体制への移行準備</u> ・県が公表する、患者や濃厚接触者への対応や集団感染（クラスター）の発生状況の把握に対する準備を実施 ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への対応に向けた体制の準備を実施</p> <p><u>2. 市民への情報提供・共有の開始</u> ・必要に応じて、有症状者等が適時に県が設置する発熱等相談センターへ連絡するよう周知 ・国や県が設置したホームページ等の情報を、市民等へ提供・共有及びリスクコミュニケーションを開始</p>	<ul style="list-style-type: none">準備期に整備した業務体制・役割分担等に基づき有事体制に移行し、関係機関と連携して感染症対応業務を実施患者等の搬送の検討、実施 <p><u>1. 有事体制への移行</u> ・市民の理解促進を図るために必要な情報を提供・共有</p> <p><u>2. 主な対応業務の実施</u> ・業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討 ・国や県と連携して、患者等への健康観察に協力し、必要に応じて生活支援を実施 ・感染が拡大する時期に市民等への理解を深めるため、わかりやすく情報提供・共有を実施 ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供にあたって適切な配慮をし、理解しやすい内容や方法で周知</p> <p><u>3. 患者等の搬送</u> ・患者の搬送について、県や関係機関等と連携して患者等の搬送を実施 ・患者の搬送が困難な場合、民間救急事業者を含めた搬送手段を検討</p>
		等

⑥ 物資

行動計画のポイント

- ・有事に備えた感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行う。
- ・市民や事業者等から感染症対策物資等の寄付の申し出があった場合、市の備蓄として受け入れ、配布などの体制整備を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資等の備蓄の推進等、準備を実施	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保	<ul style="list-style-type: none">・初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保
<p><u>1. 感染症対策物資等の備蓄等</u></p> <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄・救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄・社会福祉施設等への感染症対策物資等の備蓄の勧奨・市民や事業者等からの感染症対策物資等の寄付申し出の受領 <p>等</p>	<p><u>1. 有事の際の感染症対策物資等の配布体制整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関及び社会福祉施設等において、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合、国や県から配布される感染症対策物資等や寄付等により備蓄した物資等の配布体制を整備 <p>等</p>	<p><u>1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認・配布</u></p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、医療機関及び社会福祉施設等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、国や県から配布される感染症対策物資等や寄付等により備蓄した物資等の配布を実施 <p><u>2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力</u></p> <ul style="list-style-type: none">・緊急事態下において必要な物資及び資材が不足するとき、関係機関等が備蓄する感染症対策物資等を互いに融通する等、供給に関する相互協力を実施 <p>等</p>

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

行動計画のポイント

- ・新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性を考慮し必要な対策・支援を行い、市民や事業者等に対しても必要な準備を行うことや、事業継続、感染防止に努めるよう勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等発生時における火葬体制の構築及び、遺体の火葬・安置等の準備、実施について適切に行う。
- ・教育及び学びの継続に関する支援として、学校の臨時休業の要請等がされた場合、必要に応じて学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨・新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備	<ul style="list-style-type: none">・必要な対策の準備及び、市民や事業者等へ事業継続のための感染対策の準備等を周知・発生した場合、速やかに市民生活及び地域経済活動の安定を確保	<ul style="list-style-type: none">・準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を実施・まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するための必要な支援及び対策の実施・各主体が役割を果たし、市民生活及び地域経済活動の安定を確保
<p><u>1. 情報共有体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市関係部局や関係団体等での連携のための情報共有体制の整備 <p><u>2. 支援の実施に係る仕組みの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し適切な仕組みを整備 <p><u>3. 発生時の事業継続に向けた準備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・事業者等に対し、発生時に備えた柔軟な勤務形態の準備を検討するよう勧奨 <p><u>4. 物資及び資材の備蓄</u></p> <ul style="list-style-type: none">・発生に備え、平時より必要な物資等を備蓄 <p><u>5. 生活支援を要する者への支援等の準備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、その把握及び具体的な手続等の協議 <p><u>6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・県と連携し、火葬の適切な実施の調整 <p><u>7. 災害時の避難所における感染症対策の検討・準備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・災害時の避難所における感染症対策について、平時から検討・準備	<p><u>1. 事業継続に向けた準備等の要請</u></p> <ul style="list-style-type: none">・事業者等に対して、従業員の健康管理の徹底や感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請 <p><u>2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市民等に対して、生活関連物資等について消費者としての適切な行動を要請・事業者等に対して、価格の高騰、買占め及び売惜しみ等を生じさせないよう要請 <p><u>3. 法令等の弾力的な運用</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国が周知する、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用に係る情報について、周知に協力 <p><u>4. 遺体の火葬・安置</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備えた遺体の一時安置施設等の確保の準備・県と協力して、遺体搬送及び火葬作業の従事者の感染防止に要する物資等が確保できるよう準備・県と協力して、医療機関及び葬祭業者に対し遺体扱いフローを周知、対応の要請	<p><u>1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応</u></p> <ul style="list-style-type: none">・生活関連物資等について、市民に対する消費者としての適切な行動を引き続き要請・事業者等に対して、価格の高騰、買占め及び売惜しみ等を生じさせないよう引き続き要請・心身への影響を考慮した必要な施策（メンタルヘルス対策等）を実施・国や県と連携して、要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施・学校の使用制限や長期間の臨時休業等の要請がされた場合の教育及び学びの継続に関する取組への支援・関係業界団体等に対して、生活関連物資等の物価の安定等、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請・国の要請に基づき、火葬炉の稼働、遺体の安置施設の確保 <p><u>2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</u></p> <ul style="list-style-type: none">・まん延防止措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等を、公平性にも留意して効果的に実施・水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を実施 <p><u>3. 法令等の弾力的な運用等の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none">・国及び県が所要の措置を講ずるとする法令等の弾力的運用に係る周知に係る協力

佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26（2014）年9月 策定
令和 8（2026）年3月 第1回改定

発行 佐野市

編集 佐野市 健康医療部 健康増進課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-24-5770

FAX 0283-20-3032

E-mail kansensyoutaisaku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>